（その３）

風致地区内行為説明書

　風致地区内で行う行為の種類並びにその目的及び概要は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 行為の種類 | (1) 宅地の造成　　　　(2) 土地の開墾  (3) その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 宅地の造成等の目的 |  |
| 宅地の造成等を行う面積  (A) | 平方メートル |
| 木竹が保全される面積  (B) | 平方メートル |
| 植栽が行われる面積  (C) | 平方メートル |
| 緑地率  (((B+C)/A)×100) | パーセント |
| 周辺の土地の用途 |  |
| 生ずる法の最高の高さ | メートル |
| 法の被覆方法 |  |

　注１　数値に小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。

　　　２　変更の場合は、当該変更に係る事項について、変更前と変更後とを対比して記載してください。